

魚津市告示第90号

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱の一部改正に
ついて

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱（令和3年魚津市告示第
40号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>(4) 住宅取得額 住宅の新築又は購入に要する費用（土地の取得及び敷地造成工事に係る費用を含めず、かつ、消費税及び地方消費税相当額を除く。）をいう。</p> <p>(5) (略) (補助金の交付)</p> <p>第3条 市長は、居住誘導区域への定住を支援するため、転入者又は現に居住誘導区域外に居住する市内居住者（以下「転入者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。</p> <p>(補助対象住宅)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅取得額が100万円以上であること。</p> <p><u>(3) 認定申請日以前において、第7条第1項に規定する申請者又はその配偶者が所有権の登記名義人でないこと。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 (略) (補助対象者)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象住宅を取得する転入者等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>(4) 住宅取得額 住宅の新築又は購入に要する費用（土地の取得及び敷地造成工事に係る費用を含まない。）をいう。</p> <p>(5) (略) (補助金の交付)</p> <p>第3条 市長は、居住誘導区域への定住を促進するため、転入者又は現に居住誘導区域外に居住する市内居住者（以下「転入者等」という。）が、<u>居住誘導区域内に新たに取得する住宅の住宅取得額</u>に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。</p> <p>(補助対象住宅)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅取得額が100万円以上<u>（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</u>であること。</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略) (補助対象者)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象住宅を取得する転入者等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 国、県又は市が実施する同種の他の補助金の交付を受けていないこと。ただし、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱（令和3年魚津市告示第 号）に規定する補助金についてはこの限りでない。</u></p>

改正後	改正前																				
<p>2 (略) (補助対象経費等)</p> <p>第6条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="136 363 1097 549"> <thead> <tr> <th>補助対象者</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転入者</td> <td rowspan="2">住宅取得額</td> <td rowspan="2">4%</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>現に居住誘導区域外に居住する市内居住者</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>第7条 (略) (事業計画の認定の通知)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 <u>市長は、第17条に規定する補助金の会計年度が翌年度以降となることが見込まれる場合であっても、前項に規定する認定の通知を行うことができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による認定は、翌年度以降の予算が成立することを条件として、その予算の範囲内において行うものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定による通知を受けた者は、翌年度以降の予算が成立しなかった場合、又は予算額が減額された場合において、認定された補助金の全部又は一部が交付されないことがあることを承諾しなければならない。この場合において、申請者に損害が生じた場合には、市はその責を負わない。</u> (認定計画の変更)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による事業計画の認定申請の変更の申請があったときは、その内容を審査し、事業計画の変更の可否について決定し、当該認定者に通知するものとする。</u></p> <p>第10条・第11条 (略) (交付申請及び実績報告)</p> <p>第12条 認定者は、事業完了の日から起算して1月を経過する日又は事業完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略)</p>	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額	転入者	住宅取得額	4%	50万円	現に居住誘導区域外に居住する市内居住者	30万円	<p>2 (略) (補助対象経費等)</p> <p>第6条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1149 363 2105 549"> <thead> <tr> <th>補助対象者</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転入者</td> <td rowspan="2">住宅取得額</td> <td rowspan="2">4%</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>現に居住誘導区域外に居住する市内居住者</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>第7条 (略) (事業計画の認定の通知)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(認定計画の変更)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条・第11条 (略) (交付申請及び実績報告)</p> <p>第12条 認定者は、事業完了の日から起算して1月を経過する日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略)</p>	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額	転入者	住宅取得額	4%	100万円	現に居住誘導区域外に居住する市内居住者	50万円
補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額																		
転入者	住宅取得額	4%	50万円																		
現に居住誘導区域外に居住する市内居住者			30万円																		
補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額																		
転入者	住宅取得額	4%	100万円																		
現に居住誘導区域外に居住する市内居住者			50万円																		

改正後	改正前
<p>(3) 建物の登記事項証明書(権利部甲区において、認定者が当該住宅の所有権を取得したことが確認できるものに限る。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 世帯全員の市税等の完納又は滞納がないことを確認できる書類</p> <p>(7) - (9) (略)</p> <p>2 前項に規定する事業完了の日は、次のいずれかのうち一番遅い日とする。</p> <p>(1) 認定者が当該補助対象住宅へ住民票を異動した日</p> <p>(2) 当該補助対象住宅に係る建物の登記事項証明書における認定者に係る権利部甲区部分の受付年月日</p> <p>(3) 当該補助対象住宅の引渡日(新築住宅のみ)</p> <p>第13条-第16条 (略)</p> <p>(補助金の年度帰属)</p> <p>第17条 補助金の交付を受けるべき会計年度は、第12条に規定する事業完了の日の属する年度とする。</p> <p>(予算の範囲内での実施)</p> <p>第18条 第3条に規定する予算の範囲内での実施のため、補助金の交付については、第7条に規定する事業計画の認定申請の受付順とし、当該認定申請に係る補助金の累計が予算額に達したときは、年度の途中であっても受付を終了するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>様式第1号(第7条関係) 【別記1】</p> <p>様式第2号-様式第4号 (略)</p> <p>様式第5号(第12条関係) 【別記2】</p> <p>様式第6号 (略)</p>	<p>(3) 建物の登記事項証明書</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 世帯全員の市税等の完納証明書(非課税である者は滞納がないことを証明する書類)</p> <p>(7) - (9) (略)</p> <p>第13条-第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>様式第1号(第7条関係) 【別記1】</p> <p>様式第2号-様式第4号 (略)</p> <p>様式第5号(第12条関係) 【別記2】</p> <p>様式第6号 (略)</p>

改正後	改正前
様式第7号(第14条関係) 【別記3】 別紙1(第12条関係) 【別記4】	様式第7号(第14条関係) 【別記3】 別紙1 【別記4】

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金
事業計画認定申請書

魚津市長

宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築場所又は所在地	魚津市	
住宅の取得費用	（税抜） 円	
補助金交付申請予定額	円	
補助対象区分 （ <input checked="" type="checkbox"/> してください）	<input type="checkbox"/> 転入者 ・ <input type="checkbox"/> 市内居住者	
取得区分 （該当するもの1つに <input checked="" type="checkbox"/> してください）	<input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 建売 ・ <input type="checkbox"/> 中古	
延床面積（予定）	①自己の居住部分 m ² ②居住以外の部分（併用住宅の場合） m ² ③合計（①+②） m ² （併用住宅の場合 ②<50 m ² かつ②/③<0.5）	
新築のとき	着工（予定）年月日	年 月 日
建売・中古のとき	所有権移転登記 （予定）年月日	年 月 日
事業完了（予定）年月日		年 月 日
補助金の会計年度		年度
その他に関する事項 （ <input checked="" type="checkbox"/> してください）	<input type="checkbox"/> 市税等を滞納していません（世帯全員）	
	<input type="checkbox"/> 審査に必要な範囲で、関係機関への照会等が行われることに同意します	

備考

併用住宅の場合は、居住以外の部分の床面積<50 m²、居住以外の面積/延床面積<0.5 である必要があります。

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金
交付申請書兼実績報告書

魚津市長

宛

申請者 住所

氏名

連絡先（電話）

魚津市居住誘導区域住宅取得支援事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額		円
住宅の取得費用		(税抜) 円
事業 の 成 果	建築場所又は 所在地	魚津市
	補助対象区分 (☑してください)	<input type="checkbox"/> 転入者 ・ <input type="checkbox"/> 市内居住者
	事業完了日	年 月 日
	延床面積	①自己の居住部分 _____ m ² ②居住以外の部分（併用住宅の場合） _____ m ² ③合計（①＋②） _____ m ² （併用住宅の場合 ② < 50 m ² かつ ② / ③ < 0.5）
認定通知書の 番号及び日付		年 月 日付け 第 号
その他に関する 事項 (☑してください)		<input type="checkbox"/> 審査に必要な範囲で、関係機関への照会等が行われることに同意します

【別記3】

改正後

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金
請求書

魚津市長

宛

申請者 住所
氏 名

印

請求金額

円

ただし、 年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金として上記の金額を請求します。
なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏 名							
種 別	1 普通	口座番号						
	2 当座							
	3 その他()							

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金
事業計画認定申請書

魚津市長

宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築場所又は所在地	魚津市	
取得区分 (<input checked="" type="checkbox"/> してください)	<input type="checkbox"/> 転入者 ・ <input type="checkbox"/> 市内居住者	
延床面積（予定）	① 自己の居住部分	m ²
	② 居住以外の部分（併用住宅の場合）	m ²
	③ 合計（①＋②）	m ²
	（併用住宅の場合 ② < 50 m ² かつ② / ③ < 0.5）	
建築のとき	着工（予定）年月日	年 月 日
	完成（予定）年月日	年 月 日
購入のとき	購入（予定）年月日	年 月 日
	転入（予定）年月日	年 月 日
その他に関する事項 (<input checked="" type="checkbox"/> してください)	<input type="checkbox"/> 市税等を滞納していません（世帯全員）	
	<input type="checkbox"/> 本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度に申請していません	

備考

併用住宅の場合は、居住以外の部分の床面積 < 50 m²、居住以外の面積 / 延床面積 < 0.5 である必要があります。

【別記2】

改正前

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金
交付申請書兼実績報告書

魚津市長

宛

申請者 住所
氏名
連絡先（電話）

魚津市居住誘導区域住宅取得支援事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額	円
住宅の取得費用	円
事業の成果	建築場所又は所在地 魚津市
	取得区分 (<input checked="" type="checkbox"/> してください) <input type="checkbox"/> 転入者 ・ <input type="checkbox"/> 市内居住者
	事業完了日 年 月 日
	延床面積 ① 自己の居住部分 _____ m ² ② 居住以外の部分（併用住宅の場合） _____ m ² ③ 合計（①＋②） _____ m ² （併用住宅の場合 ② < 50 m ² かつ ② / ③ < 0.5）
認定通知書の番号及び日付	年 月 日付け 第 号

【別記3】

改正前

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金
請求書

魚津市長

宛

申請者 住 所
氏 名

請求金額

円

ただし、 年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金として上記の金額を請求します。
なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏 名							
種 別	1 普通	口座番号						
	2 当座							
	3 その他()							

別紙 1

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金額算出表

1. 住宅取得費用（土地等の取得費用は除く。）

_____円

2. 補助金額算出表（1万円未満端数切り捨て）

対象者	区分※	補助率	限度額	金額
<input type="checkbox"/> 転入者	<input type="checkbox"/> 新築	4 %	<u>100 万円</u>	万円
	<input type="checkbox"/> 建売			
	<input type="checkbox"/> 中古			
<input type="checkbox"/> 市内居住者	<input type="checkbox"/> 新築	4 %	<u>50 万円</u>	万円
	<input type="checkbox"/> 建売			
	<input type="checkbox"/> 中古			

を記入してください

※区分について

新築住宅 自ら居住することを目的に新たに発注する住宅で、建築後1年以内の住宅（建物の構造が独立し、かつ、居住のための機能が全て備わっていれば、増築も含む。）

建売住宅 築3年以内の入居履歴のない住宅

中古住宅 新築住宅又は建売住宅ではない建築済の住宅

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき認定申請がなされたものについては、第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。